

接続料と利用者料金との関係について

1 経緯

- 一般に、市場メカニズムが有効に機能している場合、小売料金はコストに適正利潤が乗せられたものになることから、接続料の妥当性を検証するため、平成11年から、接続料と利用者料金の関係に関する検証(以下「スタックテスト」という。)を行っている。
- 具体的には、
 - ① 毎年度、加入電話基本料、公衆電話、フレッツサービスといった大括りの区分毎に接続料と利用者料金の関係をNTT東西が検証・公表するとともに、
 - ② 優先順位の高いサービス(市場が形成途上で、熾烈な価格競争が行われており、市場シェアの大幅な変動の可能性があるもの。具体的には、専用サービス及びデータ系のサービスのうち、特にDSLサービス等のインターネット関連サービス)については、行政当局が、接続料を認可する際、サービス毎、品目毎、速度毎(以下「サービスメニュー毎」という。)に、接続料と利用者料金との関係について妥当性を検証し、情報通信審議会に報告するという運用を行っている。
- このスタックテストの見直しについて、平成19年3月30日付け情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(情審通第34号)において、次の考え方が示され、これを受けて、総務省は、同年7月に「接続料と利用者料金の関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定した。
 - ① 接続料と利用者料金との関係が必ずしも固定的なものではないため、スタックテスト上の基準が満たされない場合、直ちに接続料が不当であると判断することは適当ではなく、当該接続料を設定した事業者に対し、当該接続料が妥当であるにもかかわらずスタックテスト上の基準が満たされなかったことについて説明を求め、当該事業者から合理的な論拠が提示された場合には、当該接続料を妥当と判断するという運用にすること。
 - ② NTT東西において公表している大括りのサービスについては、それぞれのサービスの代替性の観点から、一つのまとまりとして括る範囲を見直すこと。その際、行政当局において実施されている競争評価で用いられている市場の画定を参考にすること。具体的には、「フレッツサービス」を細分化することや、加入電話とISDNを統合すること。
 - ③ サービスメニュー毎に行政当局が行うスタックテストについては、制度の予見可能性を確保する観点から、次のサービスのうち市場が拡大傾向にあるものを基本とすること

- ・ 新規に接続料が設定された機能を利用して提供されるサービス
- ・ 接続料の算定方法が変更された機能を利用して提供されるサービス
- ・ 将来原価方式により算定された機能を利用して提供されるサービス

- ④ スタックテストは、可能な限り透明性を確保するとともに、行政当局により客観的かつ透明な基準の下で運用されるようにすることが必要であることから、スタックテストの検証区分、対象範囲及び検証方法等について、「スタックテストの運用に関するガイドライン(仮称)」を速やかに策定すること

2 ガイドラインに基づく検証の実施方法

(1) 接続料を設定する事業者が実施するスタックテスト

ア 検証時期

毎事業年度の実績原価方式により算定される接続料の認可申請時及び接続会計の公表時。

イ 検証区分

- | |
|---|
| <p>①加入電話・ISDN基本料、②加入電話・ISDN通話料、③公衆電話、④番号案内、
⑤専用サービス(一般専用、高速デジタル伝送、ATM専用等)、
⑥メガデータネット、⑦Bフレッツ、⑧フレッツADSL、⑨フレッツISDN</p> |
|---|

ウ 検証方法

検証区分ごとに、利用者料金収入と接続料収入との差分(営業費相当分)が営業費の基準値(利用者料金収入の20%)を下回らないものであるか否かを検証する。

(2) 総務省が実施するスタックテスト

ア 検証時期

- | |
|--|
| <p>① 実績原価に基づき毎事業年度再計算して算定される接続料の認可時
② 対象となるサービスに係る接続料の認可時(上記①の認可時を除く。)</p> |
|--|

イ 検証区分及び対象範囲

検証区分は、個々のサービスメニューごととし、その対象範囲は、次のサービスのうち市場が拡大傾向にあるものを基本として、総務省が毎年度決定する。

- | |
|---|
| <p>① 新規に接続料が設定された機能を利用して提供されるサービス
② 接続料の算定方法が変更された機能を利用して提供されるサービス
③ 将来原価方式により算定された機能を利用して提供されるサービス</p> |
|---|

ウ 検証方法

営業費はサービスメニューごとに均等に生じるものではないことから、営業費相当分と営業費の基準値との関係の検証は、サービスブランド※を単位として実施。

ただし、接続料は基本的にサービスメニューごとに異なることから、併せて、利用者料金が接続料を上回っているか否かについてサービスメニュー単位で検証。

なお、本検証における営業費の基準値は、上記(1)ウと同様、利用者料金収入の20%。

※ 接続料設定事業者により同種のサービスとして位置づけられているサービスメニューの集合をいう。

3 検証結果

○ 今回の検証においては、ガイドラインに基づき、Bフレッツ、フレッツ・ADSL及びメガデータネットについて、NTT東西に対して、それぞれ検証に必要な資料の提出を求めた。

○ 検証結果は以下のとおりである。

■NTT東日本

サービスブランド	サービスメニュー		営業費比率の検証	基準値の検証
Bフレッツ	ハイパーファミリタイプ		○	○
	ベーシックタイプ		○	
	マンションタイプ	プラン1(光配線方式)	○	
		プラン2(光配線方式)	○	
プラン2ハイパー		○		
フレッツ・ADSL	エントリー		○	○
	8Mbps		○	
メガデータネット	アクセス回線(基本料)	42Mbps	○	○
	PVC回線(通信料)	クラス2・100kbps～1Mbps	○	
		クラス2・500kbps～1Mbps	○	

■NTT西日本

サービスブランド	サービスメニュー		営業費比率の検証	基準値の検証	
Bフレッツ	フレッツ・光プレミアム	ファミリータイプ	○	○	
		マンションタイプ	プラン1(光配線方式)		○
			プラン2(光配線方式)		○
	ベーシックタイプ		○		
フレッツ・ADSL	1.5Mbps		○	○	
	8Mbps		○		
メガデータネット	アクセス回線(基本料)	42Mbps	○	○	
	PVC回線(通信料)	クラス1・10Mbps	○		
		クラス2・100kbps～1Mbps	○		
		クラス2・500kbps～1Mbps	○		

(注) ○:スタックテストの要件を満たしていると認められるもの、×:スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

(検証結果に対する総務省の考え方)

■ Bフレッツ

営業費相当分は基準値を上回っており、かつ、全てのサービスメニューにおいて、利用者料金が接続料等を十分に上回っており、接続料が不適正であるとは認められない。

■ フレッツ・ADSL

営業費相当分は基準値を上回っており、かつ、全てのサービスメニューにおいて、利用者料金が接続料等を十分に上回っており、接続料が不適正であるとは認められない

■ メガデータネット

営業費相当分は基準値を上回っており、かつ、全てのサービスメニューにおいて、利用者料金が接続料等を上回っており、また、営業費比率も昨年度を上回っていることもあり、接続料が不適正であるとは認められない。